

公的年金の課題と対策についての一考察

—— 2014年財政検証を対象として ——

芝田文男

I はじめに

2014年6月13日厚生労働省社会保障審議会年金部会で「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(平成26年度財政検証)が報告された。

公的年金制度は2004年改正で、①保険料を計画的に毎年引上げ一定割合⁽¹⁾で固定する「上限固定方式」、②基礎年金の国庫負担割合を1/3から1/2に引上げる方針⁽²⁾、③年金給付を少子化・長寿化に合わせて削減するマクロ経済スライドの導入、④年金積立金を2100年において年金給付1年分まで削減して年金の財源とする、⁽³⁾という財政の基本的仕組みを定めた。

2004年改正は、それまでの一定の年金水準を維持することを目的とし、5年に一度の「財政再計算」による見直しで財政的に水準維持が困難な見直しとなれば保険料など負担引上げを含めた制度見直しを行う方式から、上記の①、②、④の計画的負担引上げ等の財政措置を講じつつ、その負担に上限を設け、その範囲で賄えるよう少子化・長寿化に合わせて個々の年金額の方を削減していく③のマクロ経済スライドを導入し、国民負担の「持続可能性」の方を重視した仕組みに方針を大きく転換している。そして、5年に一度の財政検証は、それまでの必ず制度を見直す「財政再計算」とは異なり、2004年の基本的仕組みで制度が適切に機能するかどうかをチェックする機会となっている。

ここで制度が適切に機能しなくなる場合とは、第一には、「持続可能性」を重視しつつも、年金のもう一つの重要な機能である「老後生活の安定」

の機能がなくなる水準になることが予想される場合が想定されている。すなわち、平均的な報酬で満期まで加入した厚生年金受給者の夫と専業主婦で基礎年金のみの妻をモデル世帯として、夫の厚生年金（報酬比例部分）と夫婦二人の基礎年金をモデル年金水準とし、その額がマクロ経済スライドにより、現役世代の男子の平均可処分所得⁽⁴⁾の50%を下回るまで下がる場合にはマクロ経済スライドを停止し制度を見直すとしてされている。

第二には、年金の積立金、特に厚生年金より少ない基礎年金の積立金が次の財政検証時まで枯渇するような事態が考えられている。

財政検証は、2004年改正から5年後の2009年にも行われ、基本的な経済前提では年金財政は適切に機能すると報告された。それに関して後述のように経済成長に関わる前提が甘いのではという批判もあったが、今回の2014年財政検証では、経済前提をAケースからHケースの8通り用意し、すべてのケースで5年後の財政は健全であり、アベノミクスなどの経済政策が比較的うまく働いた場合のAケースからEケースの5通りでは将来的にも年金財政は健全という結果が出たものの、足元及び中長期的に厳し目な前提を採ったFケースからHケースの3通りでは、中長期的に財政が適切に機能しなくなるという結果となった。それとともに、いくつかの改善措置をとった場合のオプション試算の結果も公表し、年金制度の見直しについて、今後「検討」を行うこととしている。

本稿ではこの財政検証とオプション試算の内容を分析し、公的年金制度が特にFケースからHケースのリスクシナリオをとった場合のモデル年金の所得代替率から見た「持続可能性」と、基礎年金のみ受給者の水準低下等「老後生活の安定」に及ぼす影響を検討するとともに、オプション試算に示される対応策やそれ以外の方法も含めた対応策の考察とその評価を試みたい。

以下、Ⅱでは財政検証について、その前提条件の意味を2004年改正以降の前提の変遷も含めて検討し、その妥当性や年金財政への影響について、2004年改正の前提であるモデル年金の所得代替率基準等との関係で持続可能性に対する影響具合を考察したい。

Ⅲでは2009年財政検証で傾向が見え始め、2014年財政検証でより明らかになった基礎年金の水準に対するマクロ経済スライドの影響について、特に基礎年金のみを受給する1号被保険者の老後生活に対する影響および基礎年金の財政調整が遅れる原因について分析を行いたい。

Ⅳでは、Ⅱ及びⅢで明らかになった年金制度の課題について、厚生労働省のオプション試算が示唆する対策やそれ以外の対策がどのような効果をもたらすかを考察し、より望ましい対策について提言を試みたい。

注

- (1) 2017年に厚生年金は18.3%、基礎年金は16,900円(2004年価格、名目賃金率の上下は変化率をかけて調整)になるまで計画的に引上げる。
- (2) 2009年改正で暫定的に1/2に引き上げられ、2012年改正で恒久化された。
- (3) 5年ごと財政検証時の100年後に1年分積立金を確保するように時期がずれる。
- (4) 平均所得から税・社会保険料を控除した所得。

Ⅱ 財政検証結果分析 1 —— 経済前提と所得代替率による持続可能性 ——

1 2004年制度改正及びこれまでの財政検証の前提の検討

公的年金制度は、他の主要先進国同様、主として現役就労年齢層の保険料及び税の負担により年金給付を賄う「賦課方式」をとっている⁽⁵⁾ので、現役年齢層等の現行制度の負担の仕組みで制度が維持できるかという「持続可能性」が大きな論点となる。無論、もう一つの主要目的である「老後の生活安定」を犠牲にするわけではないが、Ⅰで述べたように2004年改正で負担上限を決めて「持続可能性」を優先する仕組みに方針が転換されている。その「持続可能性」に大きな影響を及ぼす前提条件は、第一に、少子化による支え手の減少と、長寿化による年金受給額の増大という「人口前提」である。第二に、経済成長の前提であり、年金が物価や賃金の上昇を織り込みつつ、そこから少子高齢化により現役層の負担が上昇しないよ

うにマクロ経済スライドにより受給額を減少する仕組みを取り入れているので、経済が健全に発展して実質賃金額や物価が上昇することと、それらの前提の下に積立金が一定の運用収入を上げるという「経済前提」が年金の持続可能性に大きく影響する。以下、これらの前提が過去どのように変遷し、足元の実績との比較で、適切であるかについて検討してみたい。

(1) 人口前提

少子化、長寿化の人口前提は、折々の制度改正前の国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口」によっている（表Ⅱ-1）。

これらの推計は、各人口年齢層の結婚、出生の傾向のトレンドから推計されるもので、かつては結婚や出生動向の社会変化の大きさがそれまでのトレンドを上回り、年金財政再計算ごとに大きく前提が変動し、保険料引

表Ⅱ-1 2004年年金改正と財政検証の出生率・平均寿命前提と足元実績

	合計特殊 出生率 前提	平均寿命前提		足元実績			
		男（歳）	女（歳）		合計特殊 出生率	平均寿命	
						男（歳）	女（歳）
2004年改正 *2002年人口研推計	2050年 1.388	80.95	89.22	2000	1.36	77.72	84.60
				2001	1.33	(略)	(略)
				2002	1.32		
2009年財政検証 *2006年人口研推計	2055年 1.264	83.67	90.34	2003	1.29		
				2004	1.29		
				2005	1.26	78.56	85.52
				2006	1.32	79.00	85.81
2014年財政検証 *2012年人口推計	2060年 1.35	84.19	90.93	2007	1.34	79.19	85.99
				2008	1.37	79.29	86.05
				2009	1.37	79.59	86.44
				2010	1.39	79.55	86.30
				2011	1.39	79.44	85.90
				2012	1.41	79.94	86.41

出典1：厚生労働省「厚生年金・国民年金平成16年財政再計算結果報告書」（2004）、厚生労働省「平成21年度財政検証結果レポート－厚生年金及び国民年金に係る財政の現況及び見通し」（2009）、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果）」（2014）

2：2002年、2006年、2012年人口研推計は、それぞれの年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」

3：足元実績は、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」2014

上げ等の制度見直しに大きな影響を与えたが、足元合計特殊出生率⁽⁶⁾の実績も下げ止まりを見せ、落ち着いてきている。それを反映して2014年財政検証では人口前提もやや落ち着いた想定をとっている。人口前提については、2009年及び2014年財政検証の基本設定（出生中位・死亡中位）に対して識者からあまり批判的な意見は見られない。

(2) 経済前提——基本的な考え方と2004年改正・2009年財政検証

年金財政に影響する経済前提は、物価上昇率や実質賃金上昇率、名目運用利回りであるが、それらの推計につながる基礎数値として、実質GDP成長率、実質長期金利等がある。実質GDP成長率は、日本の経済成長率が石油ショック前の高度経済成長からバブル崩壊前の4～5%成長を経て近年の1%からマイナスを前後している低成長と長期に低下傾向にあるので、2004年改正以降は、過去の実績を基にせず、新古典派経済学の標準的なコブ・ダグラス型生産関数に一定の労働人口見通しや全要素生産性上昇率（TFP）を組み入れて推計している。実質GDP成長率は次のような式で算定されている。

$$\text{実質GDP成長率} = \text{資本成長率} \times \text{資本分配率} + \text{労働成長率} \times \text{労働分配率} \\ + \text{全要素生産性（TFP）上昇率}$$

資本成長率は、総投資率×GDP/資本ストック－資本減耗率で推計し、足元の数字から伸ばして推計している。資本分配率＝1－労働分配率は、やはり実績の傾向からあてはめた数字を使用しているが、労働成長率は労働人口の増減率なので、各年齢層の将来人口推計に現在の各年齢層の労働参加率をかけていくと、少子化で当然労働人口は減っていく労働成長率は実質GDPのマイナス要因となる。そこで、「M字カーブ」と呼ばれている日本の女性の出産育児年齢層の労働力率の低下が欧米先進国と同様になくなり女性の労働力率が上昇するという想定や、男性の引退年齢層である60代の労働力率が一定程度上がる想定がとられることが多い。

また、全要素生産性（TFP）はこれらの資本や労働のトレンドとは別

に技術革新等による生産性の上昇率の想定だが、これをどう置くかで将来の GDP 成長率は大きく異なってくる。

表Ⅱ-2 2004 年改正・2009 年財政検証の経済前提と足元経済実績数値

		経済前提		
2004 年 改正	足元経済前提			[長期前提] 2009 年以降
		物価 上昇率	実質賃金 上昇率	物価上昇率 1.0% 名目賃金上昇率 2.1% TFP 上昇率 0.7%
	2003	-0.3%	0.0%	実質長期金利 1.8~2.1% 名目運用利回り 3.2%
	2004	-0.2	0.6	注：実質長期金利に分散投資で追加的に 0.5% の利益が得られると想定 1.8~2.6%。その中央値 2.2%+物価上昇率 1.0%=3.2%
	2005	0.5	1.3	[労働力率設定] 厚労省「労働力率見通し」2002
	2006	1.2	2.0	男性：60-64 歳 85.0% 65 歳～ 29.5%
	2007	1.5	2.3	女性：30-34 歳 65.0% 35-39 歳 67.4%
	2008	1.9	2.7	
2009 年 財政 検証	足元経済前提			[長期前提] 2016 年以降（基本ケース）
		物価 上昇率	実質賃金 上昇率	物価上昇率 1.0% 名目賃金上昇率 2.5% TFP 上昇率 1.0%
	2009	-0.4%	0.5	実質長期金利 2.4~3.0% 名目運用利回り 4.1%
	2010	0.2	3.2	注：実質長期金利に分散投資で追加的に 0.3 から 0.5% の利益が得られると想定 2.7~3.5%。その中央値 3.1%+物価上昇率 1.0%=4.1%
	2011	1.4	1.3	[労働力率設定] 独労働政策研究・研修機構「労働力受給推計」2008 労働市場への参加が進む
	2012	1.5	1.3	ケース
	2013	1.8	0.8	男性：60-64 歳 96.6% 65 歳～ 63.9%
	2014	2.2	0.5	女性：30-34 歳 78.7% 35-39 歳 76.6%
2015	2.5	0.3		

出典：厚生労働省「厚生年金・国民年金平成 16 年財政再計算結果報告書」（2004）、厚生労働省「平成 21 年度財政検証結果レポート——厚生年金及び国民年金に係る財政の現況及び見通し」（2009）

注：足元経済前提 2004 年改正：内閣府「改革と展望（2003 年版）」（2003）
2009 年財政検証：内閣府「日本経済の進路と戦略」（参考試算）（2008）

2004 年改正及び 2009 年財政検証ともに、足元の 10 年程度は内閣府の経済想定を用い、中長期的には、労働参加率の変化や全要素生産性（TFP）に一定の政策効果も織り込んだ数値を想定して、計算している（表Ⅱ-2）。

足元の経済状況の実績と TFP（全要素生産性）の実績がどうであったかは表Ⅱ-3 のとおりであり、90 年代末から 2000 年初頭の不況からの早期

表Ⅱ-3 足元経済実績・TFPの推移（暦年）

	足元経済実績			TFP（全要素生産性）	
	実質 GDP 成長率	消費者物価 上昇率	一人当たり 雇業者報酬 上昇率（実質）	年次推移	5年平均
2003	1.5%	-0.3%	-1.6%	1.1%	2001-2006 平均 1.0%
2004	2.1	0.0	-1.3	1.8	
2005	0.8	-0.3	0.2	0.8	
2006	1.1	0.3	-1.2	0.6	
2007	2.1	0.0	-1.4	1.4	2006-2010 平均 0.6%
2008	-2.6	1.4	-1.2	-0.4	
2009	-4.0	-1.4	-2.5	-2.3	
2010	3.5	-0.7	0.6	3.9	
2011	-1.3	-0.3	0.8	-	
2012	1.2	0.0	0.4	-	
2013	1.7	0.3	0.4	-	

出典 1：実質 GDP 成長率：内閣府「国民経済計算」

2：消費者物価上昇率：総務省「消費者物価指数」から対前年上昇率作成。

3：一人当たり雇業者所得上昇率（実質）：総務省「労働力調査」の名目一人当たり雇業者所得対前年上昇率から物価上昇率を引いて作成。

4：TFP（全要素生産性）：日本生産性本部「日本の生産性の動向」（2013年版）

脱却（2004年改正）や2009年のリーマンショックの不況からの早期脱却（2009年財政検証）で物価や実質賃金が戻るという内閣府の想定に反し、それぞれの不況からくるデフレ傾向や雇用の非正規労働者への置換えを反映した実質賃金（一人当たり雇業者報酬上昇率（実質））の低迷の傾向がみられる。

TFP（全要素生産性）は研究投資・設備投資が反映するので経済変動とともに変動しているが、日本は各年代の5年平均値を見ると90年代前半（1991-1996年）0.6%、90年代後半（1996-2001年平均）0.5%、2000年代前半（2001-2006年平均）1.0%、2000年代後半（2006-2010年平均）0.6%と長期経済低迷を反映して0.5～1%の間を推移している。

欧米主要先進国は90年代から2000年前半の比較的景気の良かった期間は1%半ば程度で推移しているが、2000年代後半はリーマンショックとギリシャの財政危機に始まる欧州ユーロ危機の影響で低迷している。ちな

表Ⅱ-4 主要先進国の90年代以降のTFP推移

	1991-1996年 平均	1996-2001年 平均	2001-2006年 平均	2006-2011年 平均
日本	0.6%	0.5%	1.0%	0.6%
アメリカ	1.0	1.4	1.6	0.8
イギリス	1.5	1.2	1.4	—
フランス	0.9	1.3	1.1	-0.3
ドイツ	1.3	1.2	1.0	0.3
スウェーデン	1.0	1.4	2.7	-0.6
日本以外の上記国平均	1.14	1.3	1.56	0.05
日本含む平均	1.05	1.16	1.47	0.16

出典：日本生産性本部「日本の生産性の動向」（2013年版）

原典：OECD STAN Database for Structural Analysis

注：2006-2011年平均の日本とスウェーデンはデータの制約から2006-2010年平均で計算されている。

みに1991年以降の全期間の日本以外の欧米先進国のTFP平均は1.01、日本を含む全期間平均は0.96と1前後になっている（表Ⅱ-4）。

2009年財政検証の経済前提が甘いのではと批判されたのは、第一に、労働者数に影響する労働力率の長期設定について、（独）労働政策研究・研修機構「労働力受給推計」（2008）の労働市場への参加が進むケースの前提をとっており、男性の60歳以降等の高齢労働者の労働力率が上昇すること及び30代の子育て期の女性の労働力参加率が上昇しいわゆる「M字カーブ」といわれる子育て期の女性労働力率の低下が解消される前提をとっていることがあげられる。第二に、TFP（全要素生産性）の年間上昇率の長期想定を2004年改正では0.7%としていたのに対して、2009年財政検証では1.0%と高くしたことである。第三に、名目運用利回りの想定を2004年改正の3.2%よりさらに高い4.1%としたことである。最後の運用利回りについては、株式等リスクが高いが期待リターンも高いものを多く入れることを想定しているわけではない。比較的风险が低い国内債券（代表的には国債）の利回りについて、利潤率⁽⁷⁾という資本の収益率と長期金利が一定の相関を示していることに着目して推計し、それにすべて国内債券に投資したのと同じリスクに設定しつつ分散投資を行うことで追加

的に得られる利益が0.3～0.5%と考えて計算している（表Ⅱ-2参照）。

運用利回りが4.1%と高くなったのは、労働力率やTFPの想定を高めて経済が良い状態となり、資本の利潤率が高まったため、それと過去の相関関係から推計された実質長期金利が2.4～3.0%と高まり、それに物価上昇率1%を加えて3.4%～4.0%と高まったことが主な要因である。

2009年財政検証の年金部会経済前提専門委員会報告書にあるように、経済前提により得られる財政検証結果は「将来の予測（forecast）というよりも……経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影（projection）という性格のもの」であるとされる。すなわち、労働力率やTFPなどに様々な前提数字を置いた場合の投影（projection）にすぎないので、経済前提の基礎数字をどう置くかで結果はかなり異なる。前提数字の設定に関しては、一応当時において今後高齢者や女性の雇用対策が進められ、その効果が見込めるという判断や、足元TFPが1に近づきつつあるという観測からその前提を良しとしたものと考えられる。⁽⁸⁾

2009年の基本ケースでは、5年後の次期財政検証時は無論のこと、長期的にも前述82ページに述べたモデル年金水準が雇用者の平均可処分所得の50%以上にとどまるという条件を満たす50.1%にとどまるとされた。

2009年財政検証ではTFP（全要素生産性上昇率）を0.7%と置く経済低位推計の試算も行っており、その前提下では2038年に所得代替率は50%に達し、以降もマクロ経済スライドを続けると47.1%まで低下する結果も出ているが、制度の見直しについては、2004年改正で方針決定していた基礎年金国庫負担率を暫定的に1/2に引き上げる改正のみが行われた。⁽⁹⁾

2 2014年財政検証——複数経済前提の設定とその検証結果

(1) 複数経済前提の考え方

2009年財政検証への批判や足元安定感にかける経済情勢を踏まえ、2014年改正では人口想定は前述1(1)の想定を基本としつつ、経済前提は複数の数字を前提条件としたA～Hの8ケースを想定している。

第一に、足元の経済前提（2014年から2023年の10年間）について内閣府「⁽¹¹⁾中長期の経済財政に関する試算」の経済再生ケース（平均実質経済成長率2%想定）と参考ケース（平均実質経済成長1%想定）をもとにしている。そしてAからEの5ケースは足元経済再生ケースを採り、FからHの3ケースは足元参考ケースを採用している（表Ⅱ-5-1、表Ⅱ-5-2）。

第二に、労働力率の将来推計については、AからEケースでは独労働政策研究・研修機構の「労働需給の推計」（2014）の「労働市場の参加が進むケース」をとり、FからHケースでは参加が進まないケースを前提としている。

労働力率の前提に関して、図Ⅱ-1で二つのケースを見比べると、「労働市場への参加が進むケース」では男性の60歳以降の労働力参加率が上昇するとともに、女性の30歳代から40歳代前半の労働力率が上昇し、前述の子育て期の低下の「M字カーブ」がなくなっている（図Ⅱ-1）。それぞれのケースは今から16年後の2030年の姿であり、2012年の労働力人口（被用者年金の被保険者とならない70歳以上を除く）6,255万人が、2030年に労働市場への参加が進むケースでは5,891万人に減少がとどまるのに

表Ⅱ-5-1 内閣府経済再生ケースによる足元経済前提（A～Eケース）

	2014	2015	2016	～	2020	2021	2022	2023
物価上昇率	2.6%	2.7	2.7	略	2.0	2.0	2.0	2.0
実質賃金上昇率	-1.6%	-0.2	-0.2	略	1.9	1.9	2.2	2.1
名目運用利回り	1.3	1.9	2.2	略	4.0	4.0	4.6	4.9

表Ⅱ-5-2 内閣府参考ケースによる足元経済前提（F～Hケース）

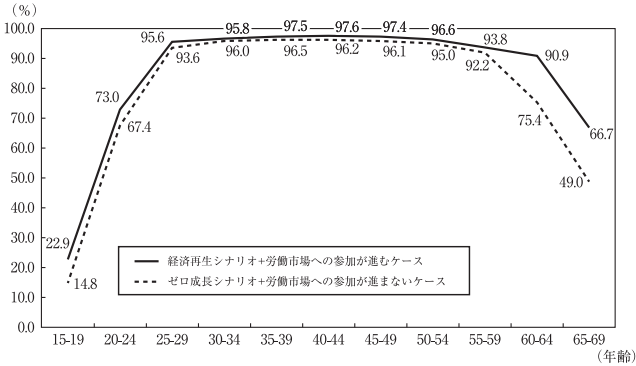
	2014	2015	2016	～	2020	2021	2022	2023
物価上昇率	2.6%	2.3	2.0	略	1.2	1.2	1.2	1.2
実質賃金上昇率	-1.6%	-0.7	-0.7	略	1.4	1.3	1.5	1.5
名目運用利回り	1.3%	1.6	1.9	略	2.9	3.1	3.2	3.4

出典：厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果）」（2014）

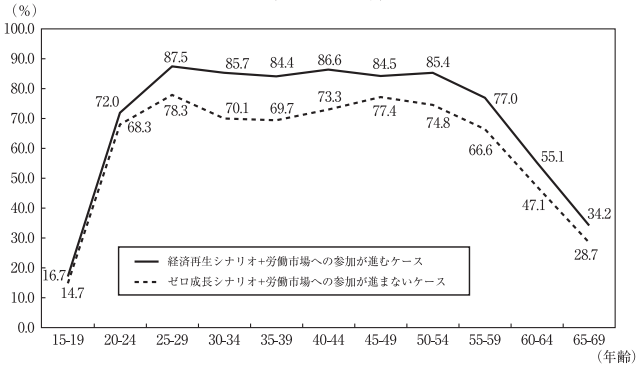
注：厚生労働省が内閣府の年度ベースを暦年ベースに変更、名目運用利回りは2009年と同様内閣府の長期金利推計結果に0.2-0.3%の分散投資効果を加えて計算。

図 II-1 労働力率の将来推計

〈男性 2030年〉



〈女性 2030年〉



出典：舩労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」2014年2月

対して、進まないケースでは、5,352万人まで減少し539万人の差が生じる。以後それぞれその参加率が維持されるという推計になっている。

実績として男女のこれらの年齢層の労働力率の推移をみると、男性の65-69歳が低下しているものの、女性の30歳前半等大きく伸びている層もあり（表II-6）、欧米主要先進国では女性のM字カーブはみられないことから、一定の政策による改善効果は期待できるかもしれない。

第三に、TFP（全要素生産性上昇率）については、ケースAの1.8%か

表Ⅱ-6 男性 60 歳代と女性 30 歳代・40 歳代の労働力率の実績推移

		1990 年	2000 年	2010 年	2012 年	1990 年-2012 年変化
男性	60-64 歳	72.9%	72.6	75.8	75.4	+2.5%
	65-69 歳	54.1%	51.1	48.7	49.0	-5.1%
女性	30-34 歳	51.7%	57.1	67.6	68.6	+16.9%
	35-39 歳	62.6%	61.4	66.0	67.7	+5.1%
	40-44 歳	69.6%	69.3	71.4	71.7	+2.1%

出典：独労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2014 年 2 月）

原典：総務省「労働力調査」

らケース E の 1.0% まで 0.2% ずつ下げた前提を置き、ケース F は 1.0%（経済の足元前提と労働力率を悪い想定を採る所がケース E との違い）、ケース G が 0.7%、ケース H が 0.5% と置いている。表Ⅱ-4 で見たように主要先進国の TFP の 90 年代以降の実績を見ると、安定して高いアメリカの 5 年平均で 1.6% が最も高く、4 期平均で 1.2% 程度であることからするとケース A の 1.8% は高い感じだが、日本を含めない 5 か国の 4 期平均が 1.01%、日本を入れた 4 期平均が 0.96% と 1.0% 前後であるなど一定の政策がとられ経済が好循環すれば 1.0% は可能かもしれない。他方、少子化による労働力、市場規模の縮小を考えると研究開発や投資が進まず 0.5% 程度となるというケース H の想定も可能性としてないとはいえない。

第四に、名目運用利回りについては、2009 年同様以上の前提数字を入れた生産関数から算出された利潤率（前脚注 7 参照）を長期金利と利潤率の相関関数に入れて長期金利を算出し、すべて国内債券に投資した場合と同程度のリスクしかとらずに分散投資した場合の 0.3% 程度の利回りを上乗せして算定⁽¹⁴⁾している。

中長期の経済の見通しは、労働力参加率、技術進歩等の生産性の変化など様々な要素がからむ複雑なものであり、本来一つの結果に「推計」することは困難である。だからこそ 5 年に一度財政再計算や財政検証を行う必要が生ずるわけだが、以上検討したように、今回ケース A から H までの想定をとったことは、楽観に流れず妥当であるといえる（表Ⅱ-7）。

表Ⅱ-7 ケース A から H までの経済前提総括表

		将来の仮定		年金制度の経済前提				参考 実質経済成長率 2024年以降 20～30年
		労働力率	TFP 上昇率	物価 上昇率	実質 賃金 上昇率	運用利回り		
						実質 (物価)	スプレッド (対賃金)	
ケース A	内閣府 経済再生 ケースに 接続	労働市場 参加が 進む ケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケース B			1.6	1.8	2.1	3.3	1.2	1.1
ケース C			1.4	1.6	1.8	3.2	1.4	0.9
ケース D			1.2	1.4	1.6	3.1	1.5	0.6
ケース E			1.0	1.2	1.3	3.0	1.7	0.4
ケース F	内閣府参 考ケース に接続	参加が 進まない ケース	1.0	1.2	1.3	2.8	1.5	0.1
ケース G			0.7	0.9	1.0	2.2	1.2	-0.2
ケース H			0.5	0.6	0.7	1.7	1.0	-0.4

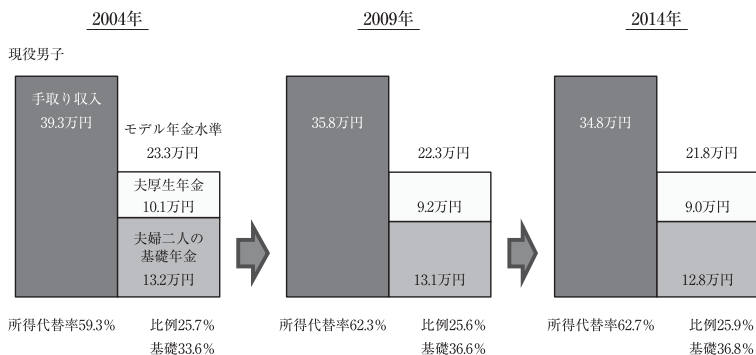
出典：厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成 26 年財政検証結果）」(2014)

(2) 2014 年財政検証結果

2014 年財政検証結果を分析する前に、2004 年、2009 年、2014 年時点のモデル年金の現役就労年齢層の平均手取り収入に対する所得代替率の変遷を見てみよう（図Ⅱ-2）。これを見ると足元の所得代替率は 2004 年の 59.3% から、2009 年 62.3%、2014 年 62.7% と上がっている。さらに 2014 年は 2012 年の法改正で実現した厚生年金と共済年金の統合を織り込んで比較的手取り賃金の高い公務員等を含む現役就労年齢層の平均手取り賃金と比較しているが、2004 年や 2009 年と同様の厚生年金被保険者の平均手取り賃金と比べると 64.1%（うち厚生年金報酬比例部分 25.9%、基礎年金部分 38.2%）とさらに高くなっている。

これは最近のデフレ経済で実質賃金・物価ともに下落する中で年金も下がったが、それ以上に現役の手取り賃金低下が著しいためであり、マクロ経済スライドがうまく働いていないことを意味している。2004 年改正で導入されたマクロ経済スライドは、長寿化による全体年金額の増分を解消するために 0.3%、少子化による 1 人あたり被保険者の負担増を解消するために被保険者数の減少率⁽¹⁵⁾、その両方を併せて年 0.9% 程度ずつ 1 人当たりの年金額を減少させるが、年金額の実額（物価下落時はマイナスの物価

図Ⅱ-2 2004年改正、2009年財政検証及び2014年財政検証時所得代替率



出典：厚生労働省「厚生年金・国民年金平成16年財政再計算結果報告書」(2004)
 厚生労働省「平成21年度財政検証結果レポート——厚生年金及び国民年金に係る財政の現況及び見通し」(2009)
 厚生労働省「厚生年金及び国民年金に係る財政の現況及び見通し(平成26年財政検証結果)」(2014)

⁽¹⁶⁾ スライドを行った額)が減少すると年金受給者の生活や財産権に影響することから、物価や実質賃金が上昇した時に増加すべき物価スライド及び賃金スライド分から差し引くこととなっている。

しかし、第一に、前述のようにデフレ経済で物価・賃金が下がりマクロ経済スライドで差し引くべき年金の上昇がなかった。また第二には、1999年から2001年に物価が低下したのに政治的判断で年金を下げなかった分の⁽¹⁷⁾2.5%を年金上昇額から差し引いて先に解消してからマクロ経済スライドを解消することになっていたが、デフレ傾向の中でその解消も進まなかったためである。

図Ⅱ-2を見ると年金額中厚生年金の報酬比例部分の所得代替率は、25%台で推移しているのに対して、基礎年金部分の所得代替率が2004年の33.6%から2014年の36.8%と増加している。これは、報酬比例部分については報酬に比例するので賃金低下を反映するが、基礎年金にはマイナスの物価スライドはあっても、賃金低下を反映する仕組みがないためである。このように、マクロ経済スライドは、実質賃金および物価上昇分から少子高齢化による負担増を解消する仕組みのため、経済状況により調整が

表Ⅱ-8 2014年財政検証結果

	基礎年金マクロ経済調整終了時 *厚生年金調整終了時	マクロ経済調整終了時点の現役男性手取り収入・モデル年金水準（2014年価格）と所得代替率				
		手取り収入平均	モデル年金水準	所得代替率	夫厚生年金 夫婦基礎年金	所得代替率 内訳
ケース A	2044年度調整終了 *厚生2017年度	59万円	30.1万円	50.9%	厚生：14.9万 基礎：15.1万	25.3% 25.6%
ケース B	2043年度調整終了 *厚生2017年度	55.7万円	28.4万円	50.9%	厚生：14.0万 基礎：14.4万	25.1% 25.8%
ケース C	2043年度調整終了 *厚生2018年度	52.8万円	26.9万円	51.0%	厚生：13.2万 基礎：13.7万	25.0% 26.0%
ケース D	2043年度調整終了 *厚生2019年度	50.9万円	25.9万円	50.8%	厚生：12.6万 基礎：13.2万	24.8% 26.0%
ケース E	2043年度調整終了 *厚生2020年度	48.2万円	24.4万円	50.6%	厚生：12.9万 基礎：12.5万	24.5% 26.0%
ケース F	2040年度50%到達 2050年度調整終了 *厚生2027年度	51.3万円	23.4万円	45.7%	厚生：11.9万 基礎：11.6万	23.0% 22.6%
ケース G	2038年度50%到達 2058年度調整終了 *厚生2031年度	51.5万円	21.6万円	42.0%	厚生：11.3万 基礎：10.4万	21.9% 20.1%
ケース H	2036年度50%到達 2055年度基礎年金積立金枯渇	45.6万円	17.8万円	39.0%	厚生：7.3万 基礎：10.5万	16.0% 23.0%

出典：厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果）」より作成。

注：年金額は物価上昇率で割戻した2014年水準の価格。

長引き、時には機能しなくなる。

2014年財政検証の結果は、表Ⅱ-8のとおりケースAからEではモデル年金の現役平均手取り収入に対する所得代替率は50%を超えるが、ケースFからHでは2036年～2040年で所得代替率は50%に達してしまいマクロ経済スライドを停止して制度の仕組みを変更しなければならなくなる。仮にマクロ経済スライドを続けるとケースFでは2050年度に財政調整が終了し、所得代替率は45.7%まで低下し、ケースGでは2058年度に財政調整が終了し、所得代替率は42.0%まで低下する。ケースHでは2055年度に基礎年金の積立金が枯渇するため、厚生年金、基礎年金ともに保険料

と国庫負担のみで財政を賄う完全賦課方式に移行する⁽¹⁸⁾とすれば所得代替率は37%から35%に年々低下する。

なお、ケースCがケースAより所得代替率が良いのは、運用収入のもとになる長期金利を推計するための資本の利潤率が実質賃金の上昇率よりも上がり方が低いために、実質賃金を上回る運用利回りのスプレッドがケースCに比べてケースAが低くなるためと説明されている(表II-7)。

持続可能性の面であまりいかなかったケースを分析すれば、ケースFはTFP(全要素生産性上昇率)がケースEと同様1%としながら足元の経済がアベノミクスが想定するほどあまりいかなかった場合であり、ケースGのTFP 0.7%は昨今の低成長の実績に近く、ケースHのTFP 0.5%も少子化による市場と労働力の収縮で技術革新につながる投資が減退する可能性はあり得ることから、それらのリスクケースをも見据えた備えとしての制度見直しが必要と思われる。この点についてはIVで詳しくみたい。

注

- (5) 社会保障の主要税財源である消費税は現役年齢層だけでなく年金受給層も負担している。
- (6) 女性が一生涯に産む子どもの数を表す指標。
- (7) 利潤率 $=\text{GDP} \times \text{資本分配率} / \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$ の式で推計される。
- (8) 社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会「平成21年財政検証における経済前提の範囲について」(2008年11月11日)
- (9) 財政検証時2008年11月頃には2007年までのTFPしかなかったのだろう。
- (10) 消費税を8%に引き上げる法改正で財源が確保されたことを踏まえ、2012年年金法改正で基礎年金の国庫負担1/2は恒久化された。
- (11) 内閣府から2014年7月25日経済財政諮問会議に提出。
- (12) 年金65歳支給を踏まえた高齢者雇用安定法では65歳までの継続雇用、定年引上げ、定年廃止策をとっており、現時点では政策の対象外の年齢層である。
- (13) 経済低成長期には利潤率と長期金利の相関がみられないので、ケースGとケースHでは市場の債券期間に応じた利回り差であるイールドカーブを参考に算定している。

- (14) このような長期想定と比較して、GPIF が 2014 年 10 月 31 日に発表した「基本ポートフォリオ」の目安の変更は国内債券を 60% から 35% に下げ、国内株を 12% から 25% に外国株を 11% から 15% に引き上げる等リスクの取りすぎが懸念される。
- (15) 2004 年改正では年 0.6% 程度と推計
- (16) 物価が低下時にはマイナスの物価スライドでその率に応じ年金額を減額する。これは物価に合わせて年金額を減らしても購買力に影響しないためである。
- (17) これを制度上「特例水準」と呼んでいるが、2012 年成立の「国民年金法等の一部を改正する法律」で 2012~14 年の 3 年間で計画的に引下げられている。
- (18) 2055 年に厚生年金積立金は 4 年分あり、これを活用すれば水準は上がり得る。

Ⅲ 財政検証結果 2 —— 老後生活の安定 ——

1 支給開始後の所得代替率低下と基礎年金のみ受給者の低年金化

老後の生活の安定という側面で年金制度を見る時、厚生年金を受給する夫と基礎年金のみ受給の妻を想定したモデル年金の支給開始時の所得代替率だけで安心といえるだろうか。実際の年金額の水準の検討が必要と思われるが、今回の検証では、2009 年財政検証でも指摘されていた基礎年金額の減少の問題がより鮮明になっている。

基礎年金は 1985 年改正で創設された時の 5 万円は老後生活の基礎的部分を保障するという考えに立ち、1979 年の全国消費実態調査の 65 歳単身者の消費支出から教養娯楽費、雑費等を差し引いた額に 1980 年以降の物価上昇率を勘案した額が 47,600 円であったことから 5 万円とされた⁽¹⁹⁾と厚生労働省の事務局は説明している。しかし、2004 年改正でマクロ経済スライドを導入した際に、基礎年金についても同様に引き下げられることとなり、老後の一定の基本的需要を賄う額という考えはなくなっている。表Ⅱ-8の結果を見ると年金支給開始時の 1 人当たり基礎年金額は 2014 年の 6.4 万円をケース A (7.55 万円) からケース D (6.6 万円) までは 2014 年

価格で上回ることとなるが、ケース E (6.25 万円) は下回り、ケース F 以下で財政調整を 50% 下回っても続けた場合の額は、ケース F (5.8 万円)、ケース G (5.2 万円)、ケース H (5.25 万円) と 5 万円台に低下する。

ちなみに生活保護の生活扶助 (住宅費除く生活費) の高齢単身 (68 歳) の 2015 年の額は大都市で月額 7.9 万円、地方郡部で 6.4 万円である。

このような問題が生じる原因は、第一に、表Ⅱ-8 でわかるように厚生年金に比べて基礎年金のマクロ調整スライドが終了する時がケース C で 25 年⁽²⁰⁾、ケース E で 23 年、ケース F や G で所得代替率が 50% を下回っても調整を続けるとするとそれぞれ 23 年、27 年と基礎年金の調整が長引く。その結果主として基礎年金のみ受給者について年金受給開始後物価スライド分の引上げのみから少子高齢化によるマクロ経済スライドで 1% 前後の引下げが続くため、基礎年金のさらなる減額が続くことになる。

第二に、1999 年改正で年金支給開始後の年金は、賃金スライドは行われず、物価スライドしか行わないためである。従って、マクロ経済スライド調整が終わったとしても年金支給開始後は物価スライドのみとなることにより、表Ⅱ-8 の 65 歳の年金支給開始時の所得代替率が 50% がクリアされているケースでもその後年々所得代替率は減少していく。これについては所得代替率が年金開始時の 8 割を下回るとそこからは賃金スライドも復活⁽²¹⁾することで低下に下限を設けると政府は約束しているが、それでも 85 歳に達する 20 年後には所得代替率は現役就労年齢手取り平均の 40.4% にまで低下する。

この影響について、2014 年財政検証のケースの中でマクロ経済スライドの調整がうまくいく場合の最も手堅い想定⁽²¹⁾のケース E の結果からより詳しく見てみよう (表Ⅲ-1)。

まず厚生年金夫と基礎年金妻のモデル年金水準でみるといずれも所得代替率は 65 歳から 90 歳になるまでに急速に下がり、2014 年現在 65 歳の 1949 年生まれで 41.8% だがそれ以外は皆 40.4% まで下がっている。

また基礎年金のみ受給者について見れば、基礎年金のマクロ経済スライドによる財政調整を約 20 年間受ける 1949 年生まれと 1954 年生まれは基

表Ⅲ-1 2014年財政検証・支給開始後の年金減額と所得代替率（ケースE）

		2020年厚生年金 調整終了				2043年基礎年金 調整終了				年金額（2014年価格）			
		2014	2019	2024	2029	2034	2039	2044	2049	2054	2059	2064	2069
現役男子平均手取り 万円		34.8	34.7	38.1	40.4	42.9	45.8	48.8	52.0	55.4	59.1	63.0	67.1
1949年度生 (65歳)	モデル年金 万円	21.8	20.2	19.6	19.1	18.8	19.2						
	所得代替率 %	62.7	58.1	51.6	47.3	43.9	41.8						
1954年度生 (60歳)	モデル年金 万円		20.7	20.2	19.6	19.0	19.2	19.7					
	所得代替率 %		59.7	53.0	48.6	44.2	41.5	40.4					
1959年度生 (55歳)	モデル年金 万円			22.2	21.6	20.9	20.2	20.0	21.0				
	所得代替率 %			58.3	53.4	48.8	44.1	41.0	40.4				
1964年度生 (50歳)	モデル年金 万円				22.9	22.2	21.5	21.0	21.3	22.4			
	所得代替率 %				56.8	51.7	46.9	43.1	41.0	40.4			
1969年度生 (45歳)	モデル年金 万円					23.6	22.8	22.3	22.3	22.7	23.9		
	所得代替率 %					54.8	49.8	45.7	42.9	40.9	40.4		
1974年度生 (40歳)	モデル年金 万円						23.9	23.4	23.4	23.4	23.9	25.5	
	所得代替率 %						52.3	48.0	45.1	42.3	40.4	40.4	
1979年度生 (35歳)	モデル年金 万円							24.7	24.7	24.7	24.7	25.5	27.2
	所得代替率 %							50.6	47.4	44.5	41.8	40.4	40.4
基礎年金 万円								6.3	6.3	6.3	6.3	6.6	7.0

出典：厚生労働省「平成26年財政検証関連資料」（2014年6月27日社会保険審議会年金部会資料）より作成。

礎年金額は5.1万円（2014年価格）まで下がり、マクロ経済スライドの調整が2043年に終わり物価スライド等の引上げの影響も享受できる1959年生まれや1964年生まれでは90歳での基礎年金受給額は5.4万円から5.8万円となるが、いずれも5万円台にとどまっている。

さらに厳しい経済前提のケースGについても同様の推計結果⁽²²⁾が示されているが、50%を下回ってもマクロ経済スライドを続けた場合基礎年金について財政調整が終わるのは2058年となるため、90歳時点の基礎年金額は、1949年生まれと1954年生まれで4.9万、1959年以降生まれは5万円にとどまっている。

2 基礎年金のマクロ経済スライド調整の遅れの原因分析

2004年改正時には、マクロ経済スライドは2023年度に厚生年金も基礎年金も同時に調整が終了するものと推計されていた。2009年財政検証から、厚生年金は2019年に終了するが基礎年金は2038年と19年の遅れが推計され、2014年検証では表Ⅱ-8にあるようにケースE、Fの23年からケースA、Gの27年までさらに遅れる年数が増加している。

この原因は、第一に、財政構造として基礎年金部分は、基礎年金のマクロ経済スライドにより減っていく給付の毎年の必要額を、国庫負担(1/2)分を差し引き(国民年金法85条)、残りは厚生年金、基礎年金の被保険者1人当たりの額は等しくして、それにそれぞれの被保険者数⁽²³⁾をかけた額が財源として供出される(国民年金法94条の3)。そして基礎年金、厚生年金の財源はそれぞれの保険料と年金積立金の取崩しを財源として賄われる。こうしてまず基礎年金部分について調整額が決まり、その後で厚生年金の報酬比例部分は残った厚生年金の保険料と積立金の取崩しで調整される。すなわち比較的積立金も多く保険料負担能力の高い厚生年金がより多くの負担をするわけではなく、基礎年金額は同一額を被保険者数で按分した額で調整されるので、基礎年金の方が長期の時間を要する。

第二に、公的年金制度は基本的に名目賃金が上昇し、しかも物価上昇率より高く上昇する長期的に多くの国でみられる形を想定して作られているが、近年デフレで物価も賃金も下降するという状況が続いている。図Ⅱ-2で説明したように、厚生年金報酬比例部分の額は、文字通り報酬に比例して調整されるので、この賃金の引下げも織り込むが、基礎年金は物価の下降はマイナスの物価スライドで調整しても賃金の下降を調整する仕組みがないため、現役の手取り賃金の低下と基礎年金の高止まりの中で、基礎年金部分の所得代替率は2004年の33.6%から2014年の36.8%に上がっている。しかも少子高齢化の影響分を引き下げていくマクロ経済スライドは、賃金や物価の上昇分から調整していく仕組みなので、デフレの中で機能していない。

第三に、基礎年金の財源については、保険料については2004年に決め

られた定額の保険料に名目賃金変動率をかけて定められる（国民年金法 87 条）ので、賃金低下を反映して下がっている。また、財政検証ごとに積立金の取崩し目標も財政検証から 100 年後に年金給付額の 1 年分を残すという形となるので積立金の取崩し財源も運用収入によっては目減りする。

基礎年金の調整が進まず高止まっていることや、マクロ経済スライドがデフレでは機能しないことへの対策としては、後述のようにマクロ経済スライドをデフレ下でも進め、早期に調整を終える案（Ⅳ 2（1）オプションⅠ）が提案されているが、基礎年金のみ受給者にとっては物価が上がらないのにマクロ経済スライドによる年金の実額低下が進み、老後の生活の安定が益々保てなくなるというジレンマが生じることになる。

注

- (19) 1984 年 8 月 20 日衆議院社会労働委員会での公明党沼川議員の質問に対する吉原年金局長の答弁。
- (20) 2004 年改正時は 2023 年に同時に調整終了と考えられていたが 2009 年検証時は厚生年金が 2019 年、基礎年金は 2038 年に終了し 19 年遅れるとされた。
- (21) 堀勝洋（2010）p219
- (22) 厚生労働省「平成 26 年度財政検証関連資料」（2014 年 6 月 27 日社会保障審議会年金部会資料）
- (23) 基礎年金の場合は保険料を納入者及び半額免除者数、被用者保険では 2 号被保険者中基礎年金と合わせた 20 歳から 60 歳の年齢の者に 3 号被保険者数を加えた数。

Ⅳ オプション試算等の対策の検討・評価

1 年金制度見直し案を検討・評価する基準

年金制度の見直しの検討を行うことは、公的年金制度が現時点で破綻しているからではない。どの経済ケースにおいても 5 年後の次期財政検証時までには、所得代替率の基準はクリアしている。またケース A から E では中長期的にもクリアされている。しかし、国民の老後生活の支えの中心で

ある公的年金制度であること、対策を講ずるにも時間がかかることから、中長期の想定で厳しい結果が起こることも想定して、現時点で対策を考える必要があると考える。

これは政府も同じ考えで、今回の財政検証ではオプション試算として、いくつかの対策とその効果を示して議論に供している。この論考ではそれに加えていくつかの対策の可能性も検討したい。

それらの対策の効果を検証する基準としては、第一に、2004年改正で制度に組み込んだモデル年金の現役就労年齢層（男子）の手取り賃金の所得代替率が年金支給開始時に50%以上であること、第二に、Ⅲで述べたように基礎年金のみ受給者の年金水準が、年金支給開始後も含めて老後の生活の中心としてどの程度意義のある水準かということを中心に考察したい。第三に、現行制度と異なる対策を講じるということは、給付又は負担の見直しをすることであるので、それにより様々な問題点や関係者の抵抗が生じ得ることとなる。以下ではそれらの問題点についても言及し、それぞれの改正の実現可能性（＝実現への困難度）についても考察することとしたい。

2 オプション試算が示唆する政府の対策案の検討

(1) オプションⅠ —— マクロ経済スライドの仕組みの見直し

対策の内容は、マクロ経済スライドについて、物価・賃金の伸びが低い年についても、年金受給者の長寿化による総額の伸び率と少子化を反映した被保険者数の減少率を併せた率で年金額を減少させるというものである。

表Ⅱ-8の各ケースでは、物価、実質賃金が経済前提に沿って順調に上がっていくことを前提としているが、実際には経済には好不況の周期があるので4年周期で▲1.2%～+1.2%で変動することを取り入れて所得代替率を想定すると財政調整の時期は更に後送りされ、調整終了時の結果も悪化する。オプションⅠは、この対策として物価、実質賃金の伸びが低い場合でも年々のマクロ経済スライドをフルに調整するものである。

表Ⅳ-1にみるとおり、経済変動ありの方が悪い結果となるが、本来経

済変動がある方が実際の経済の姿に近いといえる。そしてオプション試算 I で経済変動に関わらず少子高齢化の調整を年々行った方が最終的な所得代替率は良くなる。その効果は、良い前提のケース C（所得代替率 0.4% 改善）、ケース E（所得代替率 0.8% 改善）に比べ、悪い前提のケース G（所得代替率 5% 改善）、ケース H（基礎年金の積立金は枯渇せず、所得代替率 4.9%～6.9% 改善）の方がより改善されている。

表Ⅳ-1 経済変動を入れた場合の推計結果とオプション I の効果

	経済変動なし 所得代替率・財政調整終了	経済変動あり 所得代替率・財政調整終了	経済変動あり+オプション I 所得代替率・財政調整終了
ケース C	51.0% 厚生 13.2 万 25.0% (2017 年) 基礎 14.4 万 26.0% (2043 年)	50.8% 厚生 25.0% (2018 年) 基礎 25.8% (2043 年)	51.2% 厚生 25.0% (2018 年) 基礎 26.2% (2043 年)
ケース E	50.6% 厚生 12.9 万 24.5% (2020 年) 基礎 13.7 万 26.0% (2043 年)	50.2% 厚生 24.5% (2020 年) 基礎 25.7% (2044 年)	51.0% 厚生 24.5% (2020 年) 基礎 26.5% (2042 年)
ケース G	42.0% 厚生 11.3 万 21.9% (2031 年) 基礎 10.4 万 20.1% (2058 年)	39.5% 厚生 21.7% (2033 年) 基礎 17.8% (2072 年)	44.5% 厚生 22.1% (2030 年) 基礎 22.4% (2050 年)
ケース H	2055 年基礎年金積立金枯渇 賦課方式に移行し 35～37%になる	2051 年基礎年金積立金枯渇 賦課方式に移行し 35～37%になる	41.9% 厚生 20.9% (2034 年) 基礎 21.0% (2054 年)

出典：厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成 26 年財政検証結果）」、「オプション試算詳細結果（財政見通し等）」（2014 年 6 月 3 日社会保障審議会年金部会資料）より作成。

オプション I の問題点は、基礎年金のみ受給者も含め物価・実質賃金の伸びが十分でなくてもマクロ経済スライドが少子高齢化の進行に合わせて行われるので、年金の実額が物価下落分以上に下がり老後生活の安定性が低くなる問題があり、それが年金の財産権の侵害となるのではという法的な議論も生じ得る。これに対しては、現役層の保険料等の負担が減るとともに、最終的には基礎年金の調整が早く終了し終了後の所得代替率が改善し、年金受給者の年金額にも好影響があるので、公共の福祉の範囲内での財産権の調整にすぎないという反論を行い得る。

モデル年金のように厚生年金の比例部分があったり、夫婦二人分の基礎年金がある場合には、一定の老後生活の支えとなり得るし、調整が早く進

んで最終結果が良くなるオプションⅠは有効な対策と考えられるが、基礎年金しかない単身世帯では年金低下は深刻な影響となり得る。

(2) オプションⅡ —— 厚生年金の非正規労働者への適用拡大

厚生年金⁽²⁴⁾は、原則事業所における一般の正規労働者の3/4以上の労働時間（週40時間が多いので週30時間以上）があるとともに、法人で常時従業員がいるか、個人経営の16業種⁽²⁵⁾であり常時5人以上の従業員がいる事業所を強制適用としてきた。しかし、非正規雇用労働者の全労働者に対する比率は近年増加しており、基礎年金ができた1985年に16.4%であったが、2004年改正時は31.4%、2009年検証時33.7%、2013年には36.7%⁽²⁶⁾と増加している。このため非正規労働者の厚生年金適用を拡大するために、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能強化のための国民年金法等の一部改正法」で、一部適用が拡大されることとなった（2016年10月施行）が、その内容は、①週20時間以上労働、②月額賃金8.8万以上、③勤務期間1年以上、④学生適用除外、⑤従業員501人以上という条件が付けられ、週20時間から30時間労働の者400万人のうち25万人しか救済されない。

オプションⅡは厚生年金の適用を拡大するものだが、オプションⅡ-①は週20時間以上で月額賃金5.8万円まで拡大し220万人適用拡大（1号被保険者からの移行80万人、3号からの移行100万人、非加入からの移行40万人）すると推計されている。月額5.8万円とした考え方は、所得税の給与所得控除の65万円を月で割った額（5万4,100円）に近く、健康保険の保険料報酬を定める標準報酬が最低で5.8万円であったことによる⁽²⁷⁾。また、この額は平成26年8月までの最低賃金最低額（677円）で週20時間働いた場合の月額58,673円にも近い額である。

オプションⅡ-②は、週当たり労働時間の要件を外し、個人事業者の業種や常時5人以上従業員の制限も外し、週5.8万円以上の賃金という条件だけにすることで1,200万人に適用拡大（1号からの移行600万人、3号からの移行250万人、非加入からの移行350万人）すると推計されている。

表Ⅳ-2をみると、経済前提の悪いケースG、Hにおいても特に1,200万

表IV-2 オプションⅡ①及び②の効果

	所得代替率・財政調整終了	オプションⅡ-① 厚生年金適用 220 万人拡大	オプションⅡ-② 厚生年金適用 1,200 万人拡大
ケース C	51.0% 厚生 13.2 万 25.0% (2017 年) 基礎 14.4 万 26.0% (2043 年)	51.5% 厚生 24.9% (2018 年) 基礎 26.5% (2042 年)	57.3% 厚生 24.7% (2019 年) 基礎 32.7% (2032 年)
ケース E	50.6% 厚生 12.9 万 24.5% (2020 年) 基礎 13.7 万 26.0% (2043 年)	51.1% 厚生 24.5% (2020 年) 基礎 26.6% (2042 年)	57.5% 厚生 24.1% (2022 年) 基礎 33.3% (2029 年)
ケース G	42.0% 厚生 11.3 万 21.9% (2031 年) 基礎 10.4 万 20.1% (2058 年)	42.5% 厚生 21.9% (2031 年) 基礎 20.6% (2056 年)	47.1% 厚生 21.9% (2034 年) 基礎 25.2% (2046 年)
ケース H	39.0% 厚生 7.3 万 25.0% 基礎 10.5 万 23.0% 2055 基礎年金積立金枯渇	42.2% 厚生 20.9% (2034 年) 基礎 21.3% (2054 年) * 経済変動あり	45.8% 厚生 20.9% (2036 年) 基礎 24.9% (2047 年) * 経済変動あり

出典：厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(平成 26 年財政検証結果)」、「オプション試算詳細結果(財政見通し等)」(2014 年 6 月 3 日社会保障審議会年金部会資料)

注：上記公開資料ではケース C と E では経済変動なしを前提としているが H では変動ありの厳しい前提を置いている。

人と大幅に適用した場合は、所得代替率が大幅に拡大する。

また、基礎年金のみ受給者の数について、オプションⅡ-①で 180 万人、オプションⅡ-②で 850 万人が減少し、低い報酬に対応するものであっても報酬比例部分が加算されるとともに、被保険者のみが定額で払い低所得者にとっては逆進的に高い負担となる基礎年金の 1 号被保険者の保険料から、保険料の半分を事業主が負担する厚生年金に移ることで、被保険者である期間の生活が改善するとともに、年金非加入や保険料未払いが減ることにより、将来の低年金受給者を減少させる効果がある。

問題点は、2016 年 10 月施行の拡大が 25 万人にとどまった原因でもあるが、事業主側特に、非正規労働者が多い小売、飲食等の業種の中小企業を中心とする抵抗が強いことである。

個人的には中小企業の適用の段階的拡大や月額賃金の 8.8 万円から 5.8 万円への拡大というオプションⅡ-①の拡大は早期に実現すべきであると考え。また、オプションⅡ-②も長期的には目指すべき目標と考える。

(3) オプションⅢ —— 高齢期の保険料拠出期間と受給開始年齢引上げ

ア. 基礎年金 65 歳まで保険料拠出の 45 年拠出モデルへの転換

表Ⅳ-3 オプションⅢ-ア- 基礎年金の 65 歳（45 年）拠出の効果

	所得代替率・財政調整終了	45 年拠出モデルの影響
ケース C	51.0% 厚生 13.2 万 25.0% (2017 年) 基礎 14.4 万 26.0% (2043 年)	57.6% 厚生 27.6% (2020 年) 基礎 30.0% (2042 年)
ケース E	50.6% 厚生 12.9 万 24.5% (2020 年) 基礎 13.7 万 26.0% (2043 年)	57.1% 厚生 27.2% (2022 年) 基礎 30.0% (2042 年)
ケース G	42.0% 厚生 11.3 万 21.9% (2031 年) 基礎 10.4 万 20.1% (2058 年)	48.4% 厚生 24.1% (2033 年) 基礎 24.3% (2053 年)
ケース H	39.0% 厚生 7.3 万 16.0% 基礎 10.5 万 23.0% 2055 基礎年金積立金枯渇	47.9% 厚生 23.0% (2035 年) 基礎 24.9% (2051 年) * 経済変動あり

出典：厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成 26 年財政検証結果）」、「オプション試算詳細結果（財政見通し等）」（2014 年 6 月 3 日社会保障審議会年金部会資料）

厚生年金は適用事業所に雇われている場合 70 歳未満まで適用され得るが、基礎年金の 1 号被保険者は 20 歳から 60 歳までとされている。しかし、もともと基礎年金は 65 歳から支給であり、厚生年金の支給開始年齢も 65 歳まで段階的に引き上げられ、高齢者雇用安定法が改正されて ① 継続雇用、② 定年の引上げ、または ③ 定年制廃止等で、65 歳までの雇用対策が進んでいる。

効果は表Ⅳ-3 に見るとおりすべてのケースで拠出期間の 5 年延長とともに、それに比例して年金給付も上昇するため所得代替率が上がっている。基礎年金のみ受給者にとっても当然効果がある。問題点としては、基礎年金の国庫負担が 1/2 のため、税の必要額が増えることに、財務省が抵抗している⁽²⁸⁾。

しかし、高齢者は保険料を 5 年分多く拠出するし、高齢者も就労等を通して社会を支える側に移行することを促進すべきであることから、望ましい対策と考える。

イ. 受給開始年齢の引上げ

表Ⅳ-4 受給開始年齢を上げた場合の所得代替率の変化

受給開始年齢	保険料 抛出 期間	ケース C		ケース E		ケース G		ケース H	
		所得 代替率	増分	所得 代替率	増分	所得 代替率	増分	所得 代替率	増分
65 歳	45 年	57.6%	—	57.1%	—	48.4%	—	47.9%	—
66 歳	46 年	63.1%	+5.5%	62.6%	+5.5%	53.1%	+4.6%	52.5%	+4.6%
67 歳	47 年	68.7%	+11.1%	68.2%	+11.0%	57.8%	+9.4%	57.2%	+9.3%
68 歳	48 年	74.4%	+16.8%	73.8%	+16.7%	62.6%	+14.2%	61.9%	+14.0%

出典：厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し——オプション試算詳細結果」（2014年6月3日社会保障審議会年金部会資料）

政府の社会保障制度改革国民会議の「報告書——確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋——」（2013年8月6日）では、年金支給開始年齢について、「2004（平成16）年の制度改革によって、将来の保険料率を固定し、固定された保険料率による資金投入額に年金の給付総額が規定される財政方式に変わったため、支給開始年齢を変えても、長期的な年金給付総額は変わらない」とある。しかし、これは妥当な見解だろうか。

第一に、ケース A から E の経済前提のもとにおける保険料等の総額は長期的に目標とされる所得代替率 50% 以上の給付に必要な財源として確保されるが、ケース F～H の経済前提では必要な給付に見合う保険料は得られず表Ⅱ-8 所得代替率は 50% を下回る。すなわち、必要な年金給付総額が確保されていない。

第二に、オプションⅢの想定では支給開始年齢を上げるとともに、基礎年金の保険料抛出期間が5年延び（表Ⅳ-3）、年金支給開始年齢を66歳、67歳とすることでさらに1年、2年と伸び当然長期的な年金給付総額も上がる。その結果が所得代替率の上昇として表れている（表Ⅳ-4）。

第三に、国際的にも日本より高齢化の進行が低いアメリカ及びドイツで67歳に、イギリスにおいては68歳への引上げが計画的に進められている。

Ⅱで見たように経済の想定は複雑でケース F～H の事態もあり得る、またⅣの2（1）、（2）で見たようにオプションⅠ及びⅡだけではケース G、

Hの所得代替率は50%を下回っている。また、例えば67歳まで上げたことによる財政の余裕をⅢで見た基礎年金のみ受給者の給付を改善するための年金財政基盤の強化に使うこともできる。

モデル年金の所得代替率について、厳しい前提のF～Hケースでも50%以上とすることは、オプションⅢまでで対応可能だが、Ⅲで述べた基礎年金のみ受給者の問題については、好影響はあっても完全な対策ではない。以下3では、その点に関してオプション試算で示唆された対策以外の可能性についても検討したい。

3 オプションⅠ～Ⅲ以外の対策案の可能性の検討

(1) 基礎年金のみ受給者の低年金対策の現状

政府の公的年金制度の対策は厚生年金受給の夫と基礎年金受給の妻という世帯のモデル年金水準の現役就労層男子手取り平均賃金に対する所得代替率を指標に年金の十分性や持続可能性を判断し、オプションⅠ～Ⅲの対策もその改善を目的としている。

しかし、表Ⅲ-1で見たように基礎年金のみ受給者の年金水準は下がり、比較的経済が好調なEケースにおいても、生まれ年の関係で年金支給開始後の老後生活の長期間において、マクロ経済スライド調整が行われる世代では2014年価格で5万円台にまで低下することになる。

これらケースをすべて年金制度で対処すべきかという議論はある。国民の最低生活を保障する制度として生活保護制度もある。年金が低額になる原因には、マクロ経済スライド以外に ①基礎年金制度への未加入や保険料未納、②年金の65歳前の繰上げ受給ということが原因である場合も多い。⁽²⁹⁾ ①は本人の責任と言えるし、②は傷病や雇用環境等本人の責と言えない場合があるとは言え、年金制度が想定している20～65歳まで就労し65歳から年金受給という基本から外れた場合であり、これらのケースは生活保護も含めた福祉の制度での対応でも良いかもしれない。

しかし、1号被保険者が40年間満額保険料を納付しても生活保護水準に満たない額しか受給できず、それは生活保護で対応するという事態は、

保険料納付意欲にも影響するおそれがある。

2012年に成立した「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」（2015年10月施行予定注：後述）では、年金とは別の福祉制度として、世帯全員が住民税非課税で、かつ年金にその他の所得を加えた所得が基礎年金の額に満たない場合に、5千円の給付基礎額に保険料納付期間の比率（保険料納付月数を40年満期納付した場合の月数の480月で割った比率）をかけた額に、保険料免除期間がある場合はその期間の長さに応じて老齢基礎年金の1/6等を加えた額を支給することとしている。この法律は、当初「公的年金の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」の中にあり、その時は給付基礎額は6000円であったが、国会で当時与党の民主党と野党の自民党及び公明党が協議修正する中で、そのような福祉的給付は年金制度外の福祉的制度で行うべきということで「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に分離し、給付基礎額は6,000円から5,000円に引き下げられた。この給付額の考え方は、当初6,000円としたのは、「近年の単身高齢者の基礎的消費支出が6.7万～7万円であり」、当時政権にあった民主党が将来的に目指そうとしている「新たな年金制度における最低保障年金が月額7万円とされていることから」⁽³⁰⁾7万円と当時の基礎年金額6.4万円の差額の6,000円としたものと考えられるが、国会修正の中で民主党の新年金の差額との比較ではなく基礎的消費支出等も考慮してきりの良い5,000円にしたものと思われる。また、被保険者期間中所得が低く全額から半額免除を受けていた期間については基礎年金の⁽³¹⁾1/6の加算をするというものである。

注：この論考を執筆している2014年11月末時点で、この法律の施行日が延期される可能性が高まっている。この法律の施行日は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる日、すなわち消費税が10%に引き上げられる予定の2015年10月1日とされていた。しかし、執筆時点で政府与党は消費税の引上げ時期を

2017年4月に引き上げることを争点とした衆議院解散総選挙に向けて進んでおり、年金生活者支援給付金の施行も2017年4月に延期される予想が強まっている。⁽³²⁾

(2) 公的年金制度での対応可能性の考察

公的年金制度内で基礎年金額の水準に一定の下限を設ける対策がないだろうか。無論、2004年改正で定まった年金制度の大枠の改変となること、必要な財源を新たにどこかから取ってくる必要があることから実現にはかなり高いハードルがあることは承知しているし、これまでの議論と異なりその年金財政に対する数量的影響をシミュレートできているわけではなく、定性的議論にとどまるものではあるが、一つの可能性の検討として行ってみたい。

① 基礎年金全体水準の引上げ（マクロ経済スライド物価水準下限方式）

例えば2004年改正で途中まで検討対象とされていたように、⁽³³⁾基礎年金部分にはマクロ経済スライドを完全にはかけず、物価水準下限方式として、新規裁定者の年金が実質賃金の伸びに応じて増額する部分からは基礎年金も含めて少子高齢化によるマクロ経済スライドの減額調整を行うが、物価水準に応じた現在の基礎年金の購買力は維持するというものである。その結果は表Ⅱ-8のケースAからEにおいて、厚生年金の額は低下し、夫婦2人の基礎年金の額は $6.4\text{万円} \times 2 = 12.8\text{万円}$ となるとともに、表Ⅲ-1のケースEの支給開始後の年金額の基礎年金額は6.4万円より下回らない額にするということである。

利点としては、第一に、現行基礎年金額6.4万円が生活保護の地方郡部の生計扶助額（住宅費除く家計の最低生活を賄う額）に等しく、生活保護の水準改定の方式である消費者物価の増減に合わせて購買力を維持するという考え方に沿うので理論的に一つの説明がつく。第二に、厚生年金受給者も含めて基礎年金部分の水準が支給開始後も維持されるので、年金受給者間の貢献（保険料納付）に応じた「公平性」にかなう。

問題点は、第一に、基礎年金全体の水準を引き上げるため、相当大きな

財源を要する。特に基礎年金の半額は国庫負担であるため、増税要因となる。第二に、この対策をとると、財政調整期間がさらに伸びる可能性があることと、既定の基礎年金は減額されないため年金の世代間格差が改善しないという主張が考えられる。しかし、世代間格差とされる問題は現在の高齢者が保険料負担に比べて給付が大きく、それが今後の世代と比べて差が大きいう主張や市場運用した方が得という主張だが、戦後年金制度が創設され経済成長が大きいうちに合わせて急速に給付が改善したという歴史的経緯によるためであり、現在の高齢者が現役時代に保険料負担した程度の給付にとどまれば同居や仕送りで現役世代が生活を支えねばならないことを考慮すべきである。また、公的年金制度には死ぬまで保障することで長寿リスクをカバーすること、個人の市場運用の失敗といった運用リスクなどリスクをカバーする「保険制度」であり、貯蓄や資産運用と同視して、市場運用との損得を論じることが適切かという反論があり得る。さらに基礎年金は今後の受給者も6.4万円に物価増減率に伸ばした額が保障される。問題点としては第一の財政問題すなわち大幅な負担増が最大の問題であろう。

② 基礎年金のみ受給者を想定した最低保障年金の設定

厚生年金等は予定通り基礎年金部分を含めてマクロ経済スライドによる減額を進めるが、一人当たり年金額が例えば6.4万円に物価の増減率をかけた額を最低保障年金額として設定する。

この場合の利点は、第一に、①と同様年金において老後の生活を最低限保証する年金を給付できることである。第二に、厚生年金等報酬比例部分がある場合は基礎年金部分もマクロ経済スライドで調整し、そちらはモデル年金の所得代替率で水準を確保する。そうすることで財政負担も少なくなることである。①、②ともに当然保険料を満期納めた場合の保障であり、期間が短ければそれに比例して保障額は減るべきである。保険料納付を怠った場合にも保障されるのでは不公平だからである。ただし、保険料免除手続をしていた場合つまり払おうにも払える所得がなかった場合には全額でないにしてもその分に応じて増額することは考えられる。これらは年

金生活者支援給付金と同様の考え方であり、年金制度の中で対応するなら、より一層そのような配慮は必要になる。

問題点は、第一に、それでも財源はⅡやⅣ(2)で検討した以上に必要になり、国民の負担増になる点である。第二に、年金制度の中で所得再分配をすることに反対がある。年金はむしろ拠出した保険料に対応すべきで、所得再分配の対応が必要なら、税財源の福祉的給付で行うべきであるという主張がある⁽³⁴⁾。

①、②とも財源として何があり得るだろうか、特に①ではかなりの税源も必要となるので消費税率のさらなる引上げ等に影響すると思われるが、②についても基礎年金の財源の1/2は税なので、増税要因の可能性はある。しかし、例えばⅢ2で見たように現在は基礎年金と厚生年金報酬比例部分は財政的に区分されているが、それを統合するとともに、報酬比例部分が多い高年金者の基礎年金国庫負担部分を減らしてこの基礎年金のみの低年金者の最低保障年金の財源に使うことが考えられる。厚生年金の積立金に余裕があることや、もしオプションⅢ-イで年金支給開始年齢を66歳又は67歳に引き上げた場合、ケースHという最も厳しい経済前提でも所得代替率は50%を上回り、特に67歳に引き上げた場合はかなり財政的に余裕ができるので、その余裕分も振り向ければ、高年金者の年金額をあまり減少させずに基礎年金のみ受給者の最低保障額の財源を確保し得る可能性がある。

(3) 福祉的給付の改善による対応

年金生活者支援給付金制度では何が悪いのであろうか。この場合の利点を整理すれば、第一に、現行の基礎年金6万4千円に5千円足すのであれば、現時点では6万9千円とより高い水準を保障できる。第二に、対象者について、世帯全員が住民税非課税で、年金以外の所得も含めて基礎年金額を下回る者に限定して支給するのでより必要な所に対象者を集中させることができる。第三に、そのように対象を限定することで(2)②より必要な財源を減額することが可能となる。第四に、(2)②で述べた対策の問題点の第二で述べた所得再分配は福祉的給付でやるべきという主張に沿う

ことができる。また、福祉的給付とは言え、生活保護に比べて資産調査や家族の扶養を求められないので、スティグマ⁽³⁵⁾を感じる方がより少なくなる。問題点は、第一に、5千円という定額の給付基礎額の意味である。今は(2)②の6万4千円の水準より高いが、表Ⅲ-1のケースEにおける2014年に65歳の者の支給開始後の基礎年金額のマクロ経済スライドによる低下は、10年後の2024年には5万7千円となり、5千円足しても6万2千円、20年後の2034年には5万2千円となり、5千円足しても5万7千円と下がっていく。第二に、財源が税のみで(2)②で述べたような厚生年金の積立金や支給開始年齢の引上げで得られる財政の余裕を使用できないので、厳しい財政事情と増税に対する反対論が強い日本の状況の中では、財源の確保が困難となるかもしれない。

これらの問題点を考慮した年金生活者支援給付金の改善方策としては、5千円の定額の給付基礎額ではなく、6万4千円に物価増減率をかけた額⁽³⁶⁾の維持等より恒久的に老後の最低生活を維持する給付と言えるようなものに変えることが考えられる。

以上の検討をまとめるとすれば、基礎年金のみ受給者の老後生活の最低水準を保障する制度としては(2)②の措置か、(3)で述べた年金生活支援給付金の水準の定め方をより恒久的に最低水準を維持するものに改善することが考えられる。前者は年金制度の中の仕組みの改善で税源以外の財源を調達できる利点があり、後者は対象者について世帯構成員の所得や本人の年金以外所得を考慮することでより必要性の高い者に限定できる利点がある。

注

- (24) 共済年金は厚生年金と統合が決定しているので以下厚生年金を検討する。
- (25) 16業種は世の中の業種の大半をカバーするが農林漁業、料理飲食店業、自由業等が含まれていない。
- (26) 総務省「労働力調査」
- (27) 2014年9月18日社会保障審議会年金部会小塩委員に対する年金課長の説明。

- (28) 2014年10月27日財政審議会資料基礎年金の45年拠出に関して「国庫負担の増加は将来の現役世代にとって過重な負担となるので、厳に避けるべき」という記述がある。
- (29) 芝田(2013) pp160-163
- (30) 厚生労働省「低所得者等への加算について」社会保障審議会年金部会(2012年2月14日資料1-2)
- (31) 1/4免除を受けていた期間については1/12加算。
- (32) 日本経済新聞2014年11月25日朝刊記事「社会保障改革足踏み 低年金者対策先送り 増税延期の波紋」、読売新聞2014年11月26日朝刊記事「年金低い人への給付再増税時まで先送り 麻生財務相が考え」
- (33) 厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点」(2002年12月)保険料固定方式、基準ケース、名目年金額下限型と物価下限型の比較
- (34) 年金はできるだけ保険料の貢献の大きさに比例すべきという主張や、年金生活者支援給付金制度が年金制度とは別の福祉制度に国会で修正された際の議論などがある。
- (35) 福祉的給付を受給することの恥辱感を意味する福祉的用語。
- (36) 老後生活の基礎的需要を満たす額として、6万9千円に物価増減率をかけた額とした方が、より良いかもしれないが、必要財源は当然多くなる。

V 終わりに

以上の論考を簡単にまとめるとすると、IIで検討したように2014年財政検証のさまざまな前提は一応合理性が認められ、特に経済前提で労働参加率やTFP(全要素生産性上昇率)に複数の過程を置いたことは妥当である。近年の経済情勢を見れば厳しい想定の場合FからHも可能性があり、それに備えた対策が必要と考えられる。

IIIでは、モデル年金の所得代替率だけでなく基礎年金のみ受給者の年金は、ケースEにおいても老後生活の安定性からみると、かなり厳しい状況にあることと、そのような結果をもたらす基礎年金の構造の特徴を分析した。

IVでは、政府がオプションI～IIIで示唆する対策について検討を行ったが、オプションIは、基礎年金がさらに減少する問題はあるが経済変動がある中で調整が早く済み経済前提が悪いケースの所得代替率が改善される。

オプションⅡの非正規労働者の厚生年金の適用拡大は①の220万人拡大はできるだけ早期に②の1200万人拡大は困難かもしれないが長期的な目標として掲げることで、基礎年金のみ受給者が減り年金水準の底上げにつながる。オプションⅢの基礎年金の拠出期間45年化は財務省の増税への抵抗はあるが、やはり基礎年金水準の上昇につながる必要な対策であり、さらに主要先進国中世界一少子高齢化が進んでいる日本の現状においては、67歳程度に支給開始年齢を引上げ拠出期間を延ばせば、年金の財政基盤の安定性はかなり高まる利点がある。

またⅣ3(2)、(3)で基礎年金のみ受給者の年金水準を老後生活の最低水準を維持する仕組みに変えるための年金制度内での対応または年金制度外の福祉的給付である年金生活者支援給付金の改善の可能性についても定性的に検討したが、そのような改善も必要ではないかと考える。

この論考を執筆した2014年11月末時点で消費税10%引上げも1年半後に先送りとなる見通しであり、支給開始年齢引上げ等には労使とも消極的意見も多いことから、年金制度の大幅な改善には時間がかかると思うが、高齢者世帯⁽³⁷⁾の収入の約7割を占めている公的年金の重要性から、中長期的に制度の安定性と機能を高める改善は必要であると考え。引き続き年金制度の課題と望ましい改善の在り方について研究を続けていきたい。

注

(37) 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」(2014)によると高齢者世帯の総所得中、「公的年金・恩給」所得の占める割合は総所得中68.5%、100%「公的年金・恩給」所得である高齢者世帯は、全高齢者世帯の57.8%となっている。

[参考文献]

OECD STAN「Database for Structural Analysis」

厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点」(2002)

厚生労働省「厚生年金・国民年金平成16年財政再計算結果報告書」(2004)

厚生労働省「平成21年度財政検証結果レポート——厚生年金及び国民年金に係る財政の現況及び見通し」(2009)

- 厚生労働省「低所得者等への加算について」社会保障審議会年金部会（2012年2月14日資料）
- 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果）」（2014）
- 厚生労働省「平成26年財政検証関連資料」（2014）
- 厚生労働省「オプション試算詳細結果（財政見通し等）」（2014）
- 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」（2014）
- 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（2002）、（2006）、（2012）
- 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」（2014）
- 社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会「平成21年財政検証における経済前提の範囲について」（2008）
- 社会保障制度改革国民会議「報告書——確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋——」（2013）
- 芝田文男「2004年年金制度改革の論点整理と今後の課題」『北大法学論集』第56巻第3号 pp.1488-1510(2005)
- 芝田文男「公的年金制度の残された課題の考察（1）——無年金・低年金問題」『産大法学』47巻2号 pp.151-175（2013）
- 総務省「消費者物価指数」（2014）
- 総務省「労働力調査」（2014）
- 中央法規編『国民年金・厚生年金改正法逐条解説』（2009）中央法規
- 坪野剛「年金制度の課題と将来」『週刊社会保障』No.2709（2013年）法研（独労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2014）
- 内閣府「改革と展望（2003年版）」（2003）
- 内閣府「日本経済の進路と戦略」（参考試算）（2008）
- 内閣府「国民経済計算」（2014）
- 日本生産性本部「日本の生産性の動向」（2013年版）
- 日本年金学会「2014年財政検証と年金の将来像」坂本純一氏、中嶋邦夫氏、牛丸聡氏、木元浩一氏、小塩隆士氏、駒村康平氏の研究発表及びシンポジウムの議論、「録音室 給付水準の調整による基礎年金削減に対応を」『週刊社会保障』No.2799（2014）法研
- 堀勝洋『年金保険法——基本理論と解釈・判例』（2010）法律文化社
- 宮武剛・山崎泰彦・畑満「座談会 将来の人口構造変化を踏まえた支給開始年齢引上げは不可欠」『週刊社会保障』No.2709（2013年）法研